

第7号の3様式記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法附則第8条の2の2第1項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に対して提出する第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。
- (2) 寄附金を受けた地方公共団体（法附則第8条の2の2第1項又は法附則第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいいます。）が当該寄附金の受領について交付する受領証（地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類をいいます。以下同じです。）の写しも併せて添付してください。
- (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2 「1. 特定寄附金に関する明細」の各欄	受領証に記載された内容を記載します。	
3 「2. 特定寄附金額の按分の計算」	<p>(1) 「適用する事業税の分割基準」の欄、「事業税」の(イ)の欄及び「道府県民税・都民税」の(ハ)の欄は第10号様式に記載すべき内容に一致するものであるから、同様式に記載したところに準じて記載します。</p> <p>(2) (ロ)の欄は、②の欄の金額を⑥の(イ)の欄の数値で除して1単位当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1単位当たりの特定寄附金の額に③の(イ)の欄の数値を乗じて得た額を記載します。</p> <p>(3) (ニ)の各欄は、②の欄の金額を⑥の(ハ)の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に③の(ハ)、④の(ハ)又は⑤の(ハ)の欄の数値を乗じて得た額を記載します。</p> <p>(4) (リ)の欄及び(ニ)の各欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(5) 異なる分割基準が適用される場合には、それぞれの分割基準及び当該分割基準に係る按分後の特定寄附金の額ごとにこれらの数値を併記します。この場合において、②の欄の金額を按分した額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて計算してください。</p>	<p>(1) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人又は東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人が記載します。</p> <p>(2) 1単位当たり又は1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てます。</p>
事業税	<p>4 「特定寄附金の額⑦」</p> <p>2以上の都道府県に事務所等を有する法人は③の(ロ)の欄の金額、他の法人は②の欄の金額を記載します。</p> <p>また、異なる分割基準が適用される場合には、③の(ロ)の欄に併記した金額の合計額を記載してください。</p> <p>5 「控除額⑧」</p> <p>この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>6 「控除対象事業税額⑨」</p> <p>第6号様式の⑩、第6号様式（その2）の⑪又は第6号様式（その3）の⑫の欄の金額を記載します。</p>	
道府県民税・都民税	<p>7 「特定寄附金の額⑫」</p> <p>2以上の都道府県に事務所等を有する法人又は東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人は③の(ニ)の欄の金額を記載し、他の法人は②の欄の金額を記載します。</p> <p>8 「控除額⑬」</p> <p>東京都に事務所等を有する法人は⑮の欄の金額と⑯の欄の金額の合計額を記載し、他の法人は⑭の欄の金額に100分の5.7を乗じた金額を記載します。</p> <p>9 「東京都に申告する場合の⑮の計算」（⑯から⑰までの各欄）</p> <p>(1) ⑯の欄 特別区にのみ国内の事務所等を有する法人は②の欄の金額を記載し、特別区と道府県とに事務所等を有し、東京都の市町村に事務所等を有しない法人は③の(ニ)の欄の金額を記載し、特別区と東京都の市町村とに事務所等を有する法人は④の(ニ)の欄の金額を記載します。なお、特別区に事務所等を有しない法人は「0」を記載してください。</p> <p>(2) ⑯の欄 東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する法人は②の欄の金額を記載し、東京都の市町村と道府県とに事</p>	<p>1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(1) 東京都以外の道府県に申告する場合には、記載する必要はありません。</p> <p>(2) ⑮の欄又は⑯の欄に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>

	務所等を有し、特別区には事務所等を有しない法人は③の(ニ)の欄の金額を記載し、特別区と東京都の市町村とに事務所等を有する法人は⑤の(ニ)の欄の金額を記載します。なお、東京都の市町村に事務所等を有しない法人は「0」を記載してください。	
10 「税額控除上限額⑩」	1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額を記載します。	